

年金あれこれ ～年金額を増やすことができます～

◆国民年金には、任意加入制度と追納制度があり、
将来受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

任意加入制度～60歳以上の方も国民年金に加入できます

- ・希望される方は「60歳から65歳まで」の5年間、国民年金を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。
- ・また、年金受給資格期間が10年に満たない方は、最長70歳まで国民年金に任意加入することで資格期間を満たせば、年金を受け取ることができます。

※制度をご利用いただける方（次の1～4のすべてに該当する方）

1. 日本国内に住所を有する60歳以上65未満の方（年金の資格期間を満たしていない場合は70歳未満の方まで）※外国に居住する日本国籍をお持ちの方も加入できます。
2. 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
3. 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
4. 現在、厚生年金に加入していない方

追納制度～免除・納付猶予を受けた方も10年以内であれば 保険料を納めることができます

- ・老齢基礎年金の年金額を計算する際に、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となりますが、免除等の承認を受けた期間の保険料は後から納付（追納）することにより老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。
- ・追納した保険料は、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減される場合があります。

※制度を利用する場合の注意点

1. 追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。
（例 2019年4月分は2029年4月末まで）
2. 承認等をされた期間のうち、原則古い期間からの納付になります。
3. 保険料の免除・納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■お問い合わせ：旭川年金事務所 TEL 0166-27-1611 または住民課お客さま窓口係 TEL 32-2500

こんにちは 農業委員会です！

○第6回 農業委員会総会

- 日時・場所 6月19日（水）16時00分 役場第2会議室
出席委員 14名（全委員出席）
議 件 1. 農用地の転用贈与 1件
2. 農用地の賃貸借 1件



お問合せは農業委員会（TEL32-2435）まで